

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

越 前 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 西部地域

(1) 現況

本地域は、コウノトリの飛来地として、近年、コウノトリを呼び戻す農法米をシンボルとした農産物のブランド化を行っていることもあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

現況を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）（以下「法」という。）第3条第3項に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性の保全など多面的機能の促進を図ることとする。

2. 中部地域

(1) 現況

本地域は、日野山に代表される緑豊かな山々、広々とした田園、市民交流の場としても親しまれている日野川など、美しい自然の上に成り立っている。

(2) 目標

現況を踏まえて、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進し、水田が食料の安定供給の基盤であると同時に、洪水防止・地下水涵養・生物多様性の保全など多面的機能を有していることから、適切な生産基盤の整備や維持管理を行うべく、生産性の向上や農地の高度利用、利用集積などを図ることとする。

3. 東部地域

(1) 現況

本地域は、伝統家屋や里山の自然に溢れた美しい街並みが並んでおり、豊富な水資源を活用した稲作地帯である。また急傾斜地域においては、棚田等において稲作経営が行われている。中部地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組みを行うことが必要である。

(2) 目標

現況を踏まえ、本地域では、法第3条第3項に掲げる事業を推進し、生産条件の格差を補正することで営農を継続、多面的機能の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	中部地域	法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業
2	西部、東部地域	法第3条第3項に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第1号に掲げる事業について

本法に基づく事業を推進するにあたっては、農業者等の組織する団体に対し、地域環境や営農の状況等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が必要であり、県、市町、農業関係団体が共同する推進体制に参画し、農業者等の組織する団体に対しその支援を行う。

2. 法第3条第2号に掲げる事業について（中山間直接支払交付金事業）

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの対象地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

さらに、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域及び県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利地域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 20 度以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地については、40 度以上

一団のまとまりを形成している急傾斜農用地と連担している場合

b 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(a) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑（草地含む。） 10%以上）

(b) 土壌条件が著しく悪い場合

c 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。） 15%以上の農地

(2) 集落協定の共通事項

協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね 40 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者、人・農地プランに定められた農業者及び認定生産組織等、地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。